

令和元年12月17日

首都圏青年ユニオン連合会 御中

鹿児島市山下町12番17号
コーナーフェイス小田301号
堂免法律事務所
TEL 099-225-4700
FAX 099-227-1050

医療法人くろえクリニック代理人
弁護士 堂 免 修

同
弁護士 久 留 倫 太 郎



回 答 書 2

前略 医療法人くろえクリニック（以下「通知法人」または「本件クリニック」といいます）の代理人として、貴連合会からの令和元年10月7日付の書面に対し、以下のとおり、ご回答致します。

第1 上記書面「第1 当組合のホームページ上の記事について」に対する回答

1 同所第2項について

同所記載の貴組合のご主張の趣旨は必ずしも明らかではありませんが、大要、「貴組合には憲法28条の団結権・団体交渉権・団体行動権が保障されており、貴組合のホームページ上の通知法人に関する記事（以下「本件記事」といいます）の掲載は当該権利の内の団体行動権に基づく活動として行っているものであるが故に、いわゆる『相当性の理論』にいうところの『確実な資料、根拠』としては『一方当事者たる組合員からの聴取のみ』で足りる」とのご主張であると理解されますところ、当該ご主張には論理の飛躍があり、全く理由となっておりません。

通知法人と致しましても、貴組合に憲法28条の保障が及ぶことを否定するつもりはございませんが、とはいえ、当該権利の保障があるがゆえに「相当性の理論」が要求する「確実な資料、根拠」の程度を緩やかに解することができるかの如きご主張を受け入れることはできかねます。即ち、「真実性の証明」や「相当性の理論」は、そもそもが、ともに名誉権侵害の表現行為に対する違法性阻却の成否を問議するもの、換言すれば「名誉権」及び「表現の自由」という憲法上の

権利の衝突の調整の問題ですので、貴組合に憲法28条の保障が及ぶとしても、当該「相当性の理論」が要求する「確実な資料、根拠」の程度を緩やかに解することができるとの理論が導かれる道理はございません。

したがって、貴組合のご主張は全く独自の見解と言わざるを得ず、通知法人の従来の主張のとおり、貴組合による本件記事の掲載が通知法人に対する名誉権侵害に該当することは明らかです。

2 同所第3項について

同所の記載につきましても、前項と同様、貴組合の主張には論理の飛躍があり、到底受け入れられるものではございません。

即ち、労働組合の争議行為が刑法上の犯罪構成要件に該当する場合にその違法性が阻却され得るのは、それが「正当な」争議行為に該当する場合であることは自明です。また、過去の事例において、ビラ配りや街宣活動等が「正当な」争議行為に該当するとされたケースが存すること自体は否定しませんが、それはあくまでも、個々の事例における具体的な事情を総合的に考慮した結果であるため、抽象的にこれらの活動が「正当な」争議行為にあたり得るとご主張されたとしても、本件記事の掲載行為とは事案を異にするため、全く理由となっておりません。

通知法人の従前からの主張のとおり、本件記事は、単に一方当事者である市田氏からの聴取のみに基づき、同氏ご主張の事実が真実であるかの如く断定した内容となっており、かような一方的な内容の記事を（ビラ配りや街宣活動とは異なり）、誰でも、かつ、極めて多数の者が閲覧可能なインターネット上に公開するという行為が、「正当な」争議行為と評価される余地は存しないものと思料致します。

3 以上より、貴組合による本件記事の掲載行為が、名誉棄損罪に該当することは明らかですので、通知法人は、改めて、当該記事の削除を要求致します。

第2 上記書面「第2 各種のパワーハラスメントに基づく慰謝料請求について」に対する回答

同所記載のご主張は、従前のご主張と同趣旨のものと理解され、これ以上の主張のやり取りは単なる水掛け論となるくらいがございませぬので、回答は控えさせていただきます。

なお、貴組合は団体交渉を御所望とのことであり、通知法人としても、鹿児島市内で行うことを条件にお受けすることもやぶさかではございませぬが、前提条件に関する認識に違いがあり過ぎるため、話し合いによる解決は極めて困難と思われましますので、寧ろ市田氏におかれまして、法的手続に移行して頂ければと存じます。

第3 上記書面「第3 ご提出いただいた書面について」に対する回答

1 同所第1項（離職票）について

1 同所第1項（離職票）について

(1) 本人署名欄の代筆について（第1段落）

離職票の本人署名欄に通知法人において代筆を行っておりますのは、ハローワークの担当者より、代筆で構わない旨の指導を受けてのことです。

したがいまして、離職票の本人署名欄が代筆であるという点については、問題は生じないと思料しております。

(2) 離職理由について（第2段落）

ア 同所中、■■■■の退職の経緯が通知法人による「論旨解雇（原文ママ。論旨解雇のことと思われます）」であるとのことのご主張については、争います。

通知法人と致しましては、■■■■の退職理由は、■■■■への患者からのクレームが頻出し、これに対して何度も指導したものの改善が見られなかったこと等から、ご本人と話し合った結果、■■■■自身からの申出によって退職に至ったとの認識であり、その意味において、真実は本人の希望による「自己都合退職」との認識でおりますが、ただ、ご本人からの要望もあったため、敢えて■■■■にとって有利な「会社都合」による退職として処理をさせて頂くことになったというのが実際の経緯です。

イ また、離職票の「業務内容の不一致」との記載につきましても、内容として間違いは存しないと認識しております。

通知法人は、小児矯正に特化したクリニックであるため、要求される技術や患者対応等が、成人を主対象とする一般的な歯科医院と異なる部分がございます。■■■■に対する患者からの度重なるクレームに関しましても、■■■■において、かかる通知法人の特殊性に対応することが難しかったが故であると思われるところであり、「通知法人における歯科衛生士の業務」と■■■■の考えておられた歯科衛生士の業務との間には不一致があったものといえるものと思料致します（なお、この点につきましても、ハローワークの担当者と相談の上で記載したものであることは、前回の書面で述べたとおりです）。

通知法人において離職票の退職理由を「業務内容の不一致」と記載したのは、上記の理由に基づくものですので、貴組合のご反論は当たらないものと考えます。

2 同所第2項（雇用契約書）について

(1) 同所（1）について

■■■■の採用面接の際、通知法人は、「雇用契約書（正しくはそのサンプル。この点につきましては(3)にて後述致します）」及び「求人票」を用いておりましたところ、賃金については、「求人票」に記載がありましたので、そちらに依拠して説明を行っておりました（なお、採用面接の際にお示しした当該各書

面自体は、保管しておりません)。

したがって、貴組合がご指摘されるような「犯罪行為」など行った事実
はございません。

(2) 同所(2)について

ア 第1段落について

- a 始業時間に関する求人票の記載に対する通知法人の認識としましては、
①木曜日以外の平日の始業時間については、 のご認識のとおり、「9
時30分」と記載しておりましたが、他方で、②木曜日の始業時間につき
ましては「13時30分」と記載していたとのことです。
- b 実際の始業時間につきましては、 のご認識のとおり、①木曜日以
外の平日が「9時00分」であり、木曜日が「13時30分」です。

イ 第3段落について

同所記載のご主張については、争います。

上記のとおり、通知法人は、 との採用面接の際に、「求人票」及び
「雇用契約書」を提示し、当該各書面に記載している勤務時間と実際の勤務
時間とが異なることを口頭で説明し、この点について にも了解して頂
いたと認識しておりますので、かかる点に関しては、双方の合意がなされて
いたものと思料致します。

したがって、「貴法人による勤務シフト編成自体が契約違反行為であ
ったことが疑われ」とのご批判は当たらないものと考えます。

(3) 同所(3)について

ア 前回の回答書(本年7月26日付)の訂正について

前回の書面において、同封の「雇用契約書」につき、当職らが「雇用契約
締結時に同書面を提示の上説明致しておりますが」と記載していた点につ
きましては、当職らにおいて誤解がありましたので、お詫びして、以下のと
おり訂正致します。

即ち、通知法人と致しましては、当職らに対し、当該書面はサンプルのつ
もりで提示したものであり(前回の書面にも記載のとおり、 と雇用契
約書は取り交わしておりません)、当時 に対して提示した書面自体に
つきましても、保管していないとのことであったところ、これを当職らにお
いて、前回の書面に同封した書面が当時 に提示したものであると誤解
致しておりました。

当職らにおいて、貴組合がご指摘になられている点(当該契約書の「採用
月日」欄等に「令和」の元号が記載されている点)についての確認も疎かに、
前回の書面において誤ったご説明を差上げたことにつきましては、本書面
をもって謹んで訂正の上お詫び申し上げます。

イ その他のご主張について

前回の書面における誤ったご説明の理由は上記のとおりであり、通知法人及び当職らにおいて、不正な行為を行う意図は毛頭ございません。

したがいまして、その余のご主張につきましては、通知法人及び当職らに対する誹謗中傷に過ぎませんので、これ以上のご回答は致しかねます。

第4 上記書面「第4 時間外労働時間に対する未払賃金の請求について」に対する回答

1 同所第1項について

当方における■■■■への未払給与の金額は、基本的に前回の書面（本年7月26日付）に同封いたしました「勤務表（通知法人のスタッフが作成した手書きのもの）」を基に算出致しておりますので、お手元の資料をご確認頂ければと存じます（なお、当方の手違いにより当該資料がお手元に届いていない場合には、その旨お知らせください）。

2 同所第2項について

通知法人においては、毎月24日を給与の支払日としておりますが、平成30年9月24日（月）及び同年12月24日（月）は、ともに振替休日であったため、支払いが翌25日（火）となったものです。

この点に関する資料として、通知法人における給与等の振込履歴の写しをお送り致しますので、ご確認ください。

第5 上記書面「第5 出張手当の不支給について」に対する回答

1 結論から申し上げますと、通知法人において「出張旅費規程」及びこれに類する定めはございません。

2 そもそも、通知法人理事長が講師として出席しているセミナーは、通知法人が主催するものではなく、医療関連商社が主催しており、通知法人理事長は、同社からの依頼を受けて、講師として出席しているものです。

セミナーにおきましては、通知法人理事長が単独で講義を行うものであり、基本的には通知法人のスタッフが同行することは予定されておりませんが、セミナー参加者より、通知法人のスタッフからの話を聞きたいとの要望があった際に、講師たり得る経験を有するスタッフを同行させることがあり、その際は、当該スタッフも講師として参加することがございます。そして、その際には、当該商社より、講師料として2万円程度が支払われておりますが、これは、同社から講師として参加したスタッフに対して直接支払われるものとなっており、通知法人が日当として支払っているものではありません。

前回の書面（本年7月26日付）においても記載致しましたが、■■■■が2度セミナーに同行したのは、■■■■に対して、通常の業務ではなく休日における任意の参加であることを事前に確認し、その上で本人からの強い希望があったとい

うのが実際の経緯ですので、[REDACTED]に対して通知法人が日当を支払う理由はございません。

なお、[REDACTED]のように自主参加を希望するスタッフにつきましては、主催者である当該商社が、旅費、宿泊費及び懇親会費を負担してくれておりますが、これはあくまでも同社の厚意によるものであることを付言致します。

草々

給与／賞与振込

2018/09/21 12:00:42 現在

給与／賞与振込 データ承認・否認・差戻－承認完了

確認 完了

以下の内容にて、申請を承認いたしました。

受付番号	[REDACTED]		
申請日時	[REDACTED]		
一次承認日時	[REDACTED]		
最終承認日時	[REDACTED]		
実行状況	受付完了		
委託者コード	[REDACTED]		
委託者名	矯正歯科くろえクリニック		
給与／賞与	給与		
出金口座	[REDACTED]		
振込依頼人名(カナ)	[REDACTED]		
連絡先電話番号	[REDACTED]		
振込指定日	2018年9月25日(火)		
メモ			
振込先件数	支払金額合計	振込金額合計	引落金額合計
6件	896,608円	896,608円	896,608円

DIB0440205

Copyright © 2014 The KAGOSHIMA BANK, LTD.

給与／賞与振込

2018/12/14 12:24:48 現在

給与／賞与振込 データ承認・否認・差異 - 承認完了

確認 完了

以下の内容にて、申請を承認いたしました。

受付番号	[REDACTED]		
申請日時	[REDACTED]		
一次承認日時	[REDACTED]		
最終承認日時	[REDACTED]		
実行状況	受付完了		
委託者コード	[REDACTED]		
委託者名	矯正歯科くろえクリニック		
給与／賞与	給与		
出金口座	[REDACTED]		
振込依頼人名(カナ)	[REDACTED]		
連絡先電話番号	[REDACTED]		
振込指定日	2018年12月25日(火)		
メモ			
振込先件数	支払金額合計	振込金額合計	引落金額合計
6件	898,203円	898,203円	898,203円

DIB0440205

Copyright © 2014 The KAGOSHIMA BANK, LTD.